

重ね板バネ 施工計画書

令和 6年 5月

| 設計監理 | 設計監理 | 現場代理人 | 監理技術者 | 主任技術者 | 施工業者 |
|------|------|-------|-------|-------|------|
| | | | | | |
| | | | | | |

X

目次

| | | | |
|-----|---------|------|---------------------------|
| 1 章 | 総 則 | 1. 1 | 適用範囲 |
| | | 1. 2 | 適用図書ならびに準拠図書 |
| | | 1. 3 | 変更・疑義・協議 |
| | | 1. 4 | 作業者への徹底 |
| 2 章 | 一般事項 | 2. 1 | 工事概要 |
| | | 2. 2 | 重ね板バネ製作 |
| | | 2. 3 | 鉄骨製作業者 |
| | | 2. 4 | 施工業者 |
| | | 2. 5 | 組織図 |
| 3 章 | 安全管理 | 3. 1 | 一般事項 |
| | | 3. 2 | 災害防止対策 |
| 4 章 | 仮設設備 | 4. 1 | 工事用仮設設備の確認 |
| | | 4. 2 | 工事用電源 |
| | | 4. 3 | 工事用資機材 |
| 5 章 | 資材仮置き計画 | 5. 1 | 資材仮置き場 |
| | | 5. 2 | 養生 |
| 6 章 | 重ね板バネ取付 | 6. 1 | 重ね板バネ取付構造図 |
| | | 6. 2 | 補強プレート及び間柱取付作業 フローチャート |
| 7 章 | ボルト施工 | 7. 1 | 一般事項 |
| | | 7. 2 | 高力ボルト |
| | | 7. 3 | ボルト・ナット |
| | | 7. 4 | 高力ボルトの取り扱い |
| 8 章 | 錆止め塗装 | 8. 1 | 塗装作業 |

1章 総則

1.1 適用範囲

本計画書は重ね板バネ設置における現場工事に適用する。

1.2 適用図書ならびに準拠図書

- | | | |
|----|--------------------------|--------|
| a. | 「」 | 設計図 |
| b. | 「」 | 特記仕様書 |
| C. | 日本建築学会建築工事標準仕様書JASS6鉄骨工事 | (2018) |
| d. | 日本建築学会鉄骨工事技術指針 工事現場施工編 | (2018) |
| e. | 日本建築学会鉄骨精度測定指針 | (2018) |
| f. | 日本建築学会 高カボルト接合設計施工指針 | (2016) |
| g. | 日本建築学会鋼構造建築溶接部の超音波探傷検査基準 | (2019) |

1.3 変更・疑義・協議

本要領書の中で、変更が必要な場合、内容に対し疑義が生じた場合、記載外の事項で重要と思われる問題が生じた場合は、工事監理者と協議の上承認を得て施工する。

1.4 作業者への徹底

本要領書の内容は作業者に十分徹底させる。

2章 一般事項

2. 1 工事概要

- a. 工事名称 「工事名称」
- b. 設計 「企業名」
- c. 施工 「企業名」
- d. 重ね板バネ製作者 「企業名」
- e. 建設現場 「住所」

2. 2 重ね板バネ製作業者

- a. 業者 「企業名」
- b. 所在地 「住所」
- c. TEL/FAX 「電話番号」

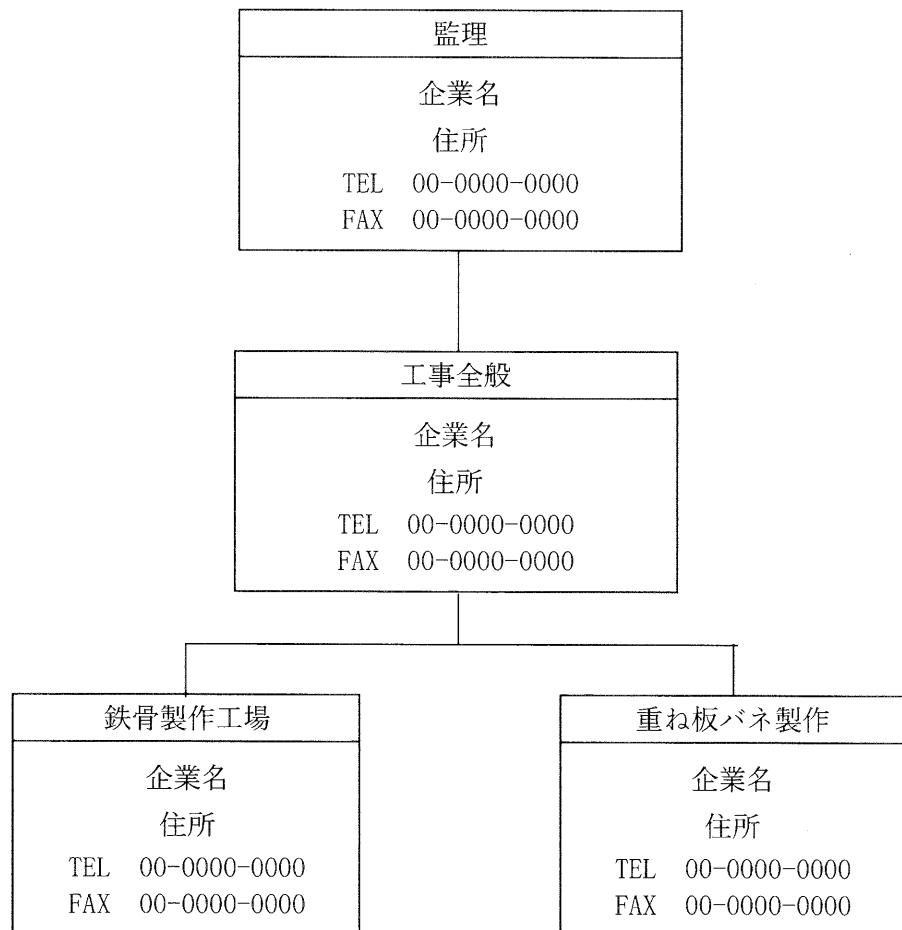
2. 3 鉄骨製作業者

- a. 業者 「企業名」
- b. 所在地 「住所」
- c. TEL/FAX 「電話番号」

2. 4 施工業者

- a. 業者 「企業名」
- b. 所在地 「住所」
- c. TEL/FAX 「電話番号」

2. 5 組織図



3章 安全管理

3. 1 一般事項

本章は工事場施工にあたり、工事場における災害防止を目的とする。

3. 2 災害防止対策

- a. 工事打ち合わせにより各職長間の連絡調整を行う。
- b. 作業前にミーティングを行い作業方法、順序等の周知を図ると共に、その作業に伴う危険を予知し、対策を立てる。
- c. 作業員全員の健康状態を確認する。
- d. 重機作業は合図の統一、確認を励行する。
- e. 保護具は完全に着用する。（ヘルメット、安全帯 2T、安全靴、軍手、長袖の上着等）
- f. 関係者以外は、立ち入らないように立ち入り禁止の措置をとる。
- g. 資格を要する作業は、有資格者以外従事させない。
- h. 車両の入退時は、誘導員を適所に配置し、通行人、一般車両を誘導に当たる。
- i. 火気使用の場合、事前に作業所に火気使用届を提出、承認後に作業開始
- j. 可燃物の保管を確実にし、安全な場所に移す。
- k. 高さ 2m 以上で墜落の危険がある作業では、安全帯を使用する。
- l. 重機の始業点検を毎日実施する。
- m. 作業半径内立ち入り禁止の措置、運転者は十分注意して作業に当たる。
- n. クレーンの使用は必ず有資格者が行う。
- o. 各工具類を使用前に点検する。
- p. 玉掛けは、有資格者が行い、クレーン連転手信号者との合図の方法を十分に打ち合わせる。
- q. 玉掛けワイヤーロープは吊り荷の重量に適した太さ及び長さのものを選定する。また、ワイヤーロープに欠陥（型崩れ、キンク、素線の切断、腐食錆）のあるものは使用禁止とする。
- r. 工事場における安全衛生組織に加入し、安全作業基準を遵守することにより作業員の労働災害防止に努める。

4 章 仮設設備

4. 1 工事用仮設設備の確認

a.鉄骨部材搬入時

搬入用に足場開口部に親綱など必要な安全設備があるか確認する。
建物内への取込時に既存サッシ枠を損傷しないように四方養生されているかを確認する。

b.高カボルト施工時

吊足場、側足場は高所作業や第三者災害を防止する上で必要である。なお高カボルトを多数集積する上で重量に適しているのか強度を確認する。

c.落下防止対策などその他全般の養生

水平、垂直の落下防止対策にネット、及びシートがあることを確認する。

4. 2 工事用電源

4. 3 工事用資機材

本工事に必要な資機材は下記による。

| | 名称 | 規格・用途 | 数量 | 施工会社 | 鉄骨施工 | 取付施工 |
|---|----|-------|----|------|------|------|
| 1 | | | | | | |
| 2 | | | | | | |
| 3 | | | | | | |
| 4 | | | | | | |
| 5 | | | | | | |
| 6 | | | | | | |
| 7 | | | | | | |

5章 資材仮置き計画

5. 1 資材仮置き場

搬入された資材は、現場内の仮囲い内に仮置きする。

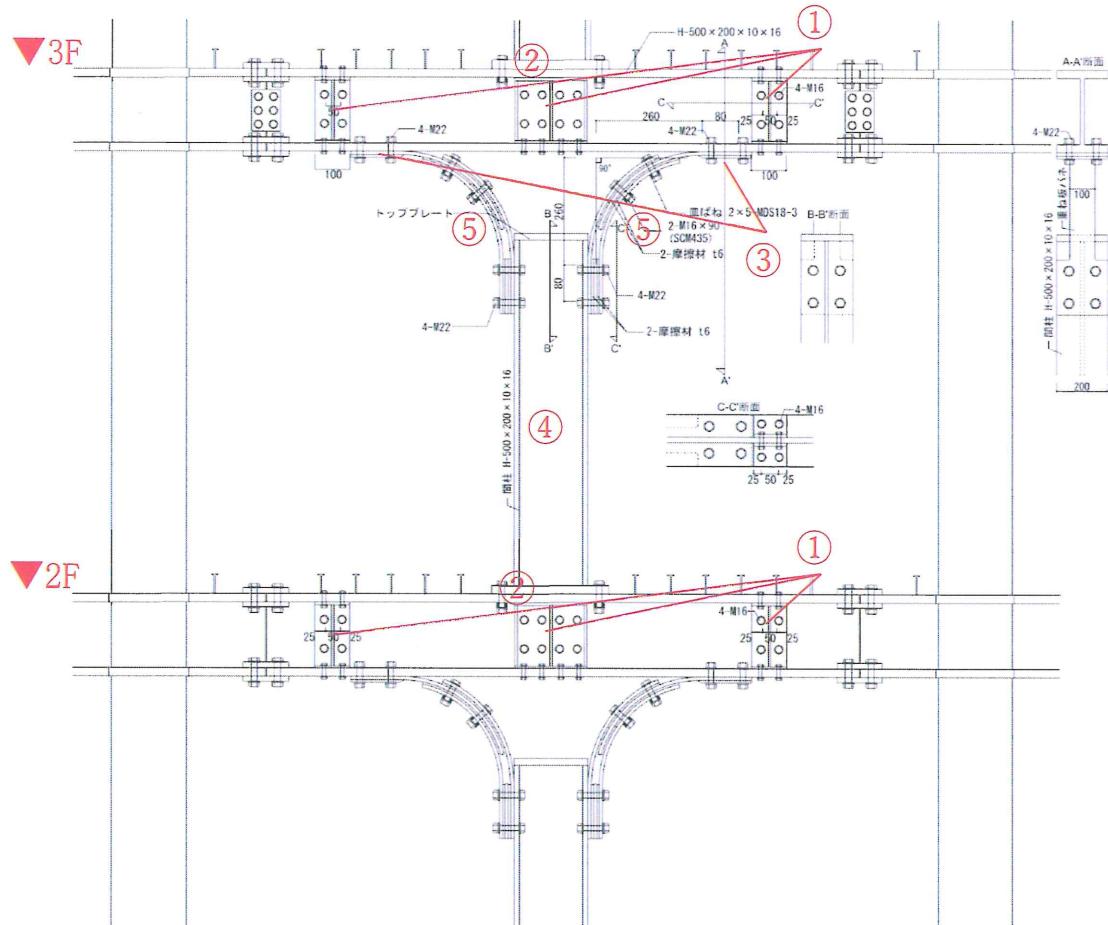
5. 2 養生

仮置きに際し、資材に砂 泥等の付着が無いように資材の下に受け台、枕木等を使用し直接地面に置かない。

仮置きした資材がほかの工事に支障とならないように注意する。また、荷崩れなどが起こらないように配置良く仮置きする。必要があればワイヤーなどで固定する。

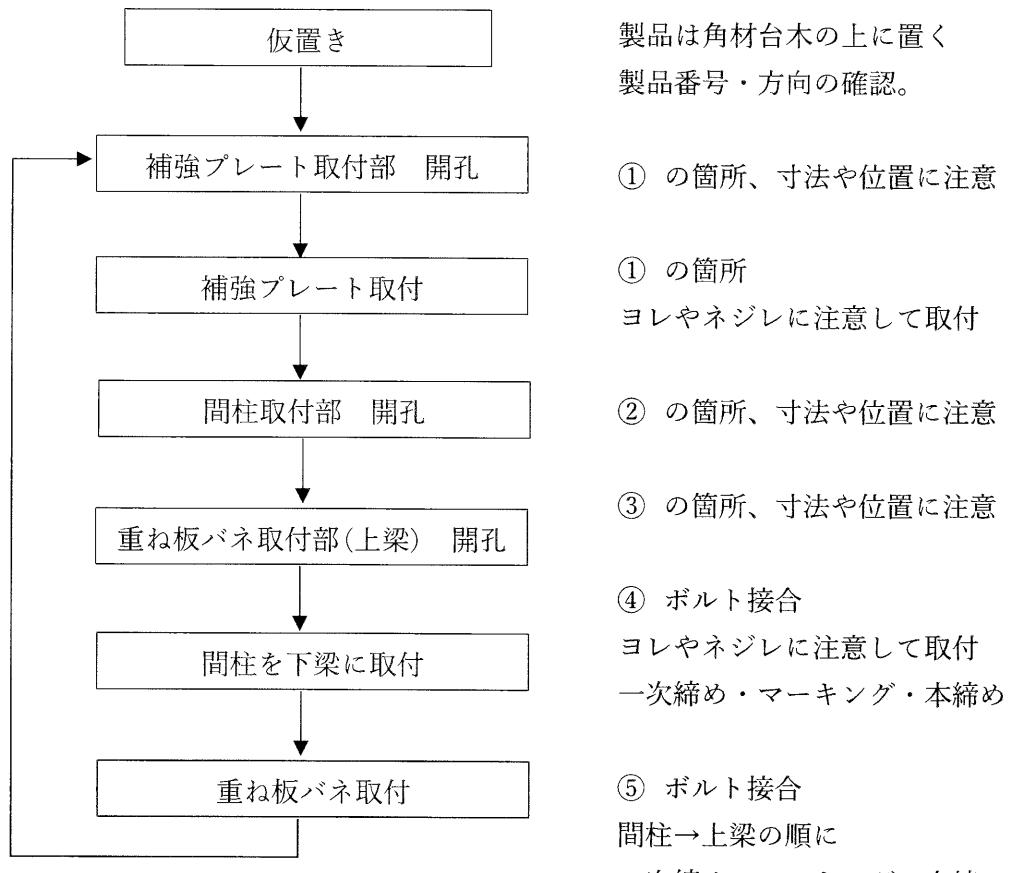
6章 重ね板バネ取付

6. 1 重ね板バネ取付構造図



6. 2 補強プレート及び間柱取付作業フローチャート





n階まで同じルーティーンで行う。

7章 ボルト施工

7.1 一般事項

使用する高カボルトの種類と等級、径、長さ、締付方法、検査方法について設計図書に記載されたとおりであることを確認する。

建築工事では、構造用トルシア形高カボルトのセットが多用されており、国土交通大臣の認定品を使用する。

7.2 高力ボルト

トルシア形高カボルトはJSSII09（構造用トルシア形高カボルト 六角ナット 平座金のセット：日本鋼構造協会規格）のトルシア形高カボルトとする。高力六角ボルトはJIS B 1186（摩擦接合用高カボルト 六角ナット 平座金のセット）の2種規格の規格品とする。

7.3 ボルト・ナット

ボルトはJIS B 1186（六角ボルト）、ナットはJIS B 1181（六角ナット）、座金は JIS B 1256（平座金）とする

| 規 格 | 名 称 | 種 類 | 等 級 | 強 度 | メー カー | 使 用箇 所 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-------|--------|
| | | | | | | |
| | | | | | | |

7.4 高力ボルトの取り扱い

- 1、荷姿外観………包装が完全で未開封
- 2、等級 径 ……設計図書の規定
- 3、高カボルトの長さ………所定の長さと本数
- 4、ロット番号………メーカーの社内検査と一致

保管時は等級、径、長さ、ロット番号ごとに区分できるよう作業所内にその場所を確保する。高カボルトは表面処理されているので、雨水を避け、温度変化が少ない場所を選定する。

8章 鑄止め塗装

8. 1 塗装作業

1. 素地調整を行った鉄面は活性となり、さびやすいため、直ちに塗装を行う。
2. 塗装作業は塗装に適した環境のもとで行い、均一な塗膜が得られるように施工する。
3. 以下のような状況下では塗装作業を中止する。
 - I) 塗装場所の気温が5°C以下、または相対湿度が85%以上のとき。
 - II) 塗装時または塗膜の感想前に降雪雨、強風、結露などによって、水滴や隈埃などが塗膜に付着しやすいとき。
 - III) 炎天下で鎖財表面の温度が50°C以上と高く、塗膜に泡を生ずるおそれがあるとき。
4. 塗装しない部分は以下のとおりとする、塗装する部分は特記とする。
 - I) 工事現場溶接を行う箇所およびそれに隣接する両側100mm以内および超音波探傷に支障を及ぼす範囲。
 - II) 高カボルト摩擦接合部の摩擦面。
 - III) コンクリートに埋め込まれる部分。
 - IV) ピン ローラーなど密着する部分や回転、摺動面で削り仕上げした部分
 - V) 組立てによって肌合わせとなる部分。
 - VI) 密閉となる内面